

苦情相談第三者委員

社会福祉法人不易創造館では、社会福祉法第82条の規定に従い、利用者の意見を法人運営に反映させるため、下記のとおり、苦情相談第三者委員を設置しております。

- ・ 苦情相談第三者委員

西田 孝

藪内 安美